

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 高松市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.2%
全職員	86.3%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	104.9%
本庁課長相当職	117.6%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	95.1%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.8%
31～35年	97.8%
26～30年	97.2%
21～25年	94.0%
16～20年	93.1%
11～15年	88.8%
6～10年	90.3%
1～5年	80.0%

#### 【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員について、報酬形態が日給又は時給の職員は一時的な任用又は短時間勤務者である場合が多く、全体の算出値に与える影響が大きいと見られ、算出対象から除外している。
- ・扶養手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の平均支給額に占める男性の割合は78%となっている。
- ・男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は87%となっている。
- ・全職員の男女比は約55%：約45%であるところ、近年の女性の新規採用が増えている結果、勤続年数10年以下の区分に占める職員の女性の割合が約54%となっており、相対的に給与水準の低い職員が女性に偏っている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。